

群馬県における農業振興及び6次産業化推進に係る連携協定

群馬県（以下「甲」という。）と高崎健康福祉大学（以下「乙」という。）は、相互の取組を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、農業振興及び6次産業化推進に係る技術の発展、技術的課題の解決とそれに基づいた地域貢献を図ることを目的とする。なお、6次産業化とは、一次産業としての農林水産業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の各号に掲げる事項について、連携して取組を進めるものとする。

- （1）農業振興及び6次産業化推進の技術的な課題解決のための研究・開発に関すること。
- （2）研究成果を活用した農業振興及び6次産業化推進に関すること。
- （3）農業振興及び6次産業化推進を担う人材育成に関すること。
- （4）研究施設の相互利用に関すること。
- （5）その他、本協定目的遂行上必要なこと。

2 甲及び乙は、連携して取り組んだ第1項各号に掲げる事項について、計画、役割分担、成果の取扱い、今後の推進方法等に関し、定期的に協議を行うものとする。

（経費分担）

第3条 前条の場合における甲及び乙それぞれに生じた経費については、原則として、各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定めがある場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があると認める場合は、その都度協議するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、秘密情報とは、文書で秘密と明記したもの、又は口頭で秘密であることを伝えたものについては追って秘密であることを文書で明記したものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 本協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

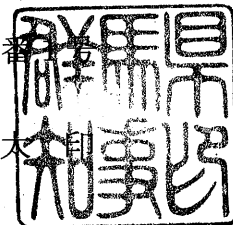
第7条 本協定の定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和元年9月2日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番
群馬県

知事 山本 一夫



乙 群馬県高崎市中大類町37-1
高崎健康福祉大学

学長 須藤 賢一

